

(2) 区画漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
豊区第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号 北九州市小倉南区旧曾根干拓新田工区防波堤東南角に設定した標識 (イ) 基点第11号から真方位038度39分 334メートルの点 (ロ) 基点第11号から真方位067度00分 260メートルの点 (ハ) 基点第11号から真方位053度49分 122メートルの点 (ニ) 基点第11号から真方位016度18分 241メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	京都郡苅田町	団体漁業権	類似漁業権
豊区第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	行橋市大字蓑島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第15号 行橋市大字蓑島の蓑島漁港(本港)防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第15号から真方位015度45分 1,355メートルの点 (ロ) 基点第15号から真方位057度20分 1,020メートルの点 (ハ) 基点第15号から真方位308度40分 130メートルの点 (ニ) 基点第15号から真方位352度15分 890メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	行橋市大字蓑島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上
豊区第3号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	行橋市大字蓑島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第17号 行橋市大字蓑島北東端岩礁に設定した標識 (イ) 基点第17号から真方位001度52分 703メートルの点 (ロ) 基点第17号から真方位075度08分 355メートルの点 (ハ) 基点第17号から真方位087度10分 133メートルの点 (ニ) 基点第17号から真方位337度07分 330メートルの点 (ホ) 基点第17号から真方位340度08分 646メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	行橋市大字蓑島、同市大字今井、同市行事、同市大字道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
豊区第4号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	行橋市大字菘島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第18号 行橋市大字菘島の菘島漁港(天神)東部防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第18号から真方位035度30分 770メートルの点 (ロ) 基点第18号から真方位095度20分 730メートルの点 (ハ) 基点第18号から真方位163度10分 340メートルの点 (ニ) 基点第18号から真方位004度00分 430メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	行橋市大字菘島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上
豊区第5号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号 北九州市小倉南区旧曾根干拓新田工区防波堤東南角に設定した標識 (イ) 基点第11号から真方位003度27分 1,331メートルの点 (ロ) 基点第11号から真方位020度26分 817メートルの点 (ハ) 基点第11号から真方位333度26分 625メートルの点 (ニ) 基点第11号から真方位336度39分 1,224メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	北九州市小倉南区曾根新田南	同上	同上
豊区第101号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	行橋市大字菘島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第17号 行橋市大字菘島北東端岩礁に設定した標識 (イ) 基点第17号から真方位021度00分 2,085メートルの点 (ロ) 基点第17号から真方位085度10分 1,610メートルの点 (ハ) 基点第17号から真方位098度30分 1,035メートルの点 (ニ) 基点第17号から真方位007度15分 1,660メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	行橋市大字菘島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
豊区第201号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字喜多久地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第4号 北九州市門司区大字喜多久字江の崎小島南端に設定した標識 (イ) 基点第4号から真方位075度00分 1,880メートルの点 (ロ) 基点第4号から真方位123度20分 1,940メートルの点 (ハ) 基点第4号から真方位145度55分 1,300メートルの点 (ニ) 基点第4号から真方位060度15分 1,340メートルの点		北九州市門司区大字柄杓田、同区柄杓田町、同区大字大積	同上	同上
豊区第202号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字伊川地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第6号 北九州市門司区大字柄杓田の柄杓田漁港防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第6号から真方位098度30分 2,120メートルの点 (ロ) 基点第6号から真方位139度30分 2,170メートルの点 (ハ) 基点第6号から真方位157度00分 1,450メートルの点 (ニ) 基点第6号から真方位136度00分 1,010メートルの点 (ホ) 基点第6号から真方位111度00分 1,190メートルの点		北九州市門司区柄杓田、同区柄杓田町、同区大字大積	同上	同上
豊区第203号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字浦中地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 北九州市門司区恒見新門司一期埋立護岸の南西角に設定した標識 (イ) 基点第7号から真方位315度30分 322メートルの点 (ロ) 基点第7号から真方位310度00分 291メートルの点 (ハ) 基点第7号から真方位305度00分 250メートルの点 (ニ) 基点第7号から真方位297度00分 279メートルの点 (ホ) 基点第7号から真方位302度30分 317メートルの点 (ヘ) 基点第7号から真方位309度26分 345メートルの点		北九州市門司区恒見、北九州市門司区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、北九州市小倉南区沼緑町	同上	同上

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
豊区第204号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字井の浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 北九州市門司区恒見新門司一期埋立護岸の南西角に設定した標識 (イ) 基点第7号から真方位227度42分 745メートルの点 (ロ) 基点第7号から真方位223度52分 732メートルの点 (ハ) 基点第7号から真方位224度35分 839メートルの点 (ニ) 基点第7号から真方位228度20分 846メートルの点		北九州市門司区恒見、北九州市門司区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、北九州市小倉南区沼緑町	同上	同上
豊区第205号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市門司区大字恒見地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位008度01分 2,955メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位019度43分 1,818メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位357度17分 1,680メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位351度31分 1,731メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位317度53分 2,235メートルの点 (ヘ) 基点第13号から真方位330度13分 3,297メートルの点		北九州市門司区恒見、北九州市門司区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、北九州市小倉南区沼緑町	同上	同上
豊区第206号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区井の浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第8号 北九州市小倉南区井野浦港防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第8号から真方位249度02分 243メートルの点 (ロ) 基点第8号から真方位247度03分 222メートルの点 (ハ) 基点第8号から真方位240度25分 236メートルの点 (ニ) 基点第8号から真方位239度47分 254メートルの点		北九州市小倉南区大字吉田、同区下吉田、同区上吉田	同上	同上

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
豊区第207号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区大字吉田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位019度43分 1,818メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位024度42分 1,586メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位311度13分 2,053メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位316度41分 2,273メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位351度31分 1,731メートルの点 (ヘ) 基点第13号から真方位357度17分 1,680メートルの点		北九州市小倉南区大字吉田、同区下吉田、同区上吉田	同上	同上
豊区第208号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位024度42分 1,586メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位056度45分 974メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位037度43分 339メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位355度17分 205メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位281度50分 722メートルの点 (ヘ) 基点第13号から真方位273度47分 1,824メートルの点 (ト) 基点第13号から真方位303度24分 2,408メートルの点		北九州市小倉南区曾根新田、同区曾根新田北、北九州市小倉南区曾根新田南、同区大字朽網、同区中曾根、同区中曾根東	同上	同上
豊区第209号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第10号 北九州市小倉南区旧曾根干拓貫川河口防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第10号から真方位062度15分 1,550メートルの点 (ロ) 基点第10号から真方位070度32分 1,565メートルの点 (ハ) 基点第10号から真方位070度28分 1,320メートルの点 (ニ) 基点第10号から真方位064度46分 1,319メートルの点 (ホ) 基点第10号から真方位065度15分 1,464メートルの点 (ヘ) 基点第10号から真方位061度32分 1,476メートルの点		北九州市小倉南区曾根新田、同区曾根新田北、北九州市小倉南区曾根新田南、同区大字朽網、同区中曾根、同区中曾根東	同上	同上

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業の別	類似又は新規漁業の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
豊区第210号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位078度46分 1,517メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位110度33分 1,763メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位124度54分 1,401メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位080度13分 1,027メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位076度45分 1,321メートルの点		京都郡苅田町	同上	同上
豊区第211号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位082度38分 876メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位129度21分 1,320メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位143度06分 1,174メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位105度31分 382メートルの点		京都郡苅田町	同上	同上
豊区第212号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識 (イ) 基点第13号から真方位321度06分 248メートルの点 (ロ) 基点第13号から真方位315度27分 211メートルの点 (ハ) 基点第13号から真方位266度40分 595メートルの点 (ニ) 基点第13号から真方位257度32分 1,017メートルの点 (ホ) 基点第13号から真方位258度11分 1,411メートルの点 (ヘ) 基点第13号から真方位275度03分 1,454メートルの点 (ト) 基点第13号から真方位283度23分 653メートルの点		京都郡苅田町	同上	同上

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
豊区第213号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第14号 京都郡苅田町苅田港南防波堤角に設定した標識 (イ)基点第14号から真方位016度52分 1,153メートルの点 (ロ)基点第14号から真方位028度39分 698メートルの点 (ハ)基点第14号から真方位008度19分 1,016メートルの点 (ニ)基点第14号から真方位011度21分 1,125メートルの点		京都郡苅田町	同上	同上
豊区第214号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	京都郡苅田町地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第14号 京都郡苅田町苅田港南防波堤角に設定した標識 (イ)基点第14号から真方位048度45分 2,445メートルの点 (ロ)基点第14号から真方位101度30分 2,880メートルの点 (ハ)基点第14号から真方位121度00分 2,000メートルの点 (ニ)基点第14号から真方位034度15分 1,370メートルの点		京都郡苅田町	同上	同上
豊区第215号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	行橋市大字蓑島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第15号 行橋市大字蓑島の蓑島漁港(本港)防波堤突端に設定した標識 (イ)基点第15号から真方位229度49分 249メートルの点 (ロ)基点第15号から真方位201度59分 398メートルの点 (ハ)基点第15号から真方位209度50分 441メートルの点 (ニ)基点第15号から真方位237度08分 303メートルの点		行橋市大字蓑島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
豊区第216号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	行橋市大字蓑島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第17号 行橋市大字蓑島北東端岩礁に設定した標識 (イ) 基点第17号から真方位046度11分 4,123メートルの点 (ロ) 基点第17号から真方位080度03分 3,944メートルの点 (ハ) 基点第17号から真方位091度00分 2,310メートルの点 (ニ) 基点第17号から真方位087度06分 2,245メートルの点 (ホ) 基点第17号から真方位036度25分 2,904メートルの点		行橋市大字蓑島、同市大字今井、同市行事、同市道場寺、同市南泉、北九州市戸畑区土取町	同上	同上
豊区第217号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	築上郡築上町大字湊地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第20号 築上郡築上町大字湊の椎田漁港北東側岸壁角に設定した標識 (イ) 基点第20号から真方位235度30分 229メートルの点 (ロ) 基点第20号から真方位236度14分 223メートルの点 (ハ) 基点第20号から真方位232度37分 225メートルの点 (ニ) 基点第20号から真方位231度59分 232メートルの点		築上郡築上町、豊前市下河内	同上	同上
豊区第218号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	築上郡築上町大字有安地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第21号 築上郡築上町農林水産省椎田干拓堤防北側階段下に設定した標識 (イ) 基点第21号から真方位049度00分 3,250メートルの点 (ロ) 基点第21号から真方位067度58分 3,439メートルの点 (ハ) 基点第21号から真方位074度44分 2,743メートルの点 (ニ) 基点第21号から真方位047度10分 2,482メートルの点		築上郡築上町、豊前市下河内	同上	同上

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
豊区第219号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字松江地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第22号 豊前市大字松江の松江漁港防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第22号から真方位024度51分 2,960メートルの点 (ロ) 基点第22号から真方位030度08分 1,685メートルの点 (ハ) 基点第22号から真方位357度32分 1,867メートルの点 (ニ) 基点第22号から真方位006度00分 3,090メートルの点		豊前市松江、同市高田	同上	同上
豊区第220号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字松江地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第29号 豊前市大字松江の松江漁港に設置された松港之碑 (イ) 基点第29号から真方位109度40分 16メートルの点 (ロ) 基点第29号から真方位110度37分 32メートルの点 (ハ) 基点第29号から真方位117度56分 32メートルの点 (ニ) 基点第29号から真方位123度33分 16メートルの点		豊前市松江、同市高田	同上	同上
豊区第221号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字八屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第23号 豊前市大字八屋九電築上発電所埋立地東北角に設定した標識 (イ) 基点第23号から真方位091度51分 287メートルの点 (ロ) 基点第23号から真方位099度58分 300メートルの点 (ハ) 基点第23号から真方位101度40分 283メートルの点 (ニ) 基点第23号から真方位091度56分 276メートルの点		豊前市八屋	同上	同上

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
豊区第222号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字宇島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第24号 豊前市大字宇島の宇島漁港に設置された宇島漁港之碑 (イ) 基点第24号から真方位062度47分 110メートルの点 (ロ) 基点第24号から真方位070度17分 110メートルの点 (ハ) 基点第24号から真方位071度25分 82メートルの点 (ニ) 基点第24号から真方位060度37分 87メートルの点		豊前市宇島、同市赤熊、同市沓川、同市松江	同上	同上
豊区第223号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字宇島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第25号 豊前市大字宇島の宇島漁港口東防波堤東端に設定した標識 (イ) 基点第25号から真方位336度30分 2,010メートルの点 (ロ) 基点第25号から真方位035度59分 2,690メートルの点 (ハ) 基点第25号から真方位057度33分 2,078メートルの点 (ニ) 基点第25号から真方位322度03分 1,235メートルの点		豊前市宇島、同市赤熊、同市沓川、同市松江	同上	同上
豊区第224号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	築上郡吉富町大字小祝地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第28号 築上郡吉富町の吉富漁港に設置された吉富漁港の碑 (イ) 基点第28号から真方位309度15分 102メートルの点 (ロ) 基点第28号から真方位307度40分 108メートルの点 (ハ) 基点第28号から真方位335度56分 170メートルの点 (ニ) 基点第28号から真方位341度31分 160メートルの点 (ホ) 基点第28号から真方位333度15分 130メートルの点 (ヘ) 基点第28号から真方位331度19分 132メートルの点		築上郡吉富町小犬丸、同町小祝	同上	同上

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
豊区第225号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	築上郡吉富町大字小祝地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第26号 豊前市大字三毛門小境川導流堤突端に設定した標識 基点第27号 築上郡吉富町の吉富漁港護岸北東角に設定した標識 (イ) 基点第26号から真方位358度30分 4,040メートルの点 (ロ) 基点第27号から真方位007度00分 3,520メートルの点 (ハ) 基点第27号から真方位007度00分 2,130メートルの点 (ニ) 基点第26号から真方位358度30分 1,922メートルの点		築上郡吉富町小犬丸、同町小祝	同上	同上
豊区第226号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	豊前市大字八屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第22号 豊前市大字松江の松江漁港防波堤突端に設定した標識 (イ) 基点第22号から真方位031度01分 2,450メートルの点 (ロ) 基点第22号から真方位054度45分 2,870メートルの点 (ハ) 基点第22号から真方位073度30分 2,310メートルの点 (ニ) 基点第22号から真方位070度30分 1,910メートルの点 (ホ) 基点第22号から真方位067度30分 1,623メートルの点 (ヘ) 基点第22号から真方位054度07分 1,150メートルの点 (ト) 基点第22号から真方位039度40分 1,520メートルの点		豊前市八屋	同上	同上

2 保全沿岸漁場に関する事項
設定なし

3 漁場の図面
別添のとおり

4 漁業の免許予定日
令和5年9月1日

5 4の申請期間
令和5年6月14日から同年7月14日まで

6 免許の存続期間
共同漁業権については、令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
区画漁業権については、令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

7 類似漁業権以外の漁業権
なし